

四半期報告書

(第130期第2四半期)

株式会社群馬銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【役員の状況】	16
第4 【経理の状況】	17
1 【中間連結財務諸表】	18
2 【その他】	52
3 【中間財務諸表】	53
4 【その他】	65
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	66

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月20日
【四半期会計期間】	第130期第2四半期(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日)
【会社名】	株式会社 群馬銀行
【英訳名】	The Gunma Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取 齋藤 一雄
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市元総社町194番地
【電話番号】	(027)252-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 金井 祐二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番21号 株式会社群馬銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3271-1801(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 足立 守男
【縦覧に供する場所】	株式会社群馬銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目3番21号) 株式会社群馬銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1) 株式会社群馬銀行 宇都宮支店 (栃木県宇都宮市大通り二丁目2番1号) 株式会社群馬銀行 大阪支店 (大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため四半期報告書を縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成24年度 中間連結 会計期間 (自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	平成25年度 中間連結 会計期間 (自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	平成26年度 中間連結 会計期間 (自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	平成24年度 (自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	平成25年度 (自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	65,656	65,786	66,119	128,875	130,555
うち連結信託報酬	百万円	—	—	—	—	—
連結経常利益	百万円	12,605	19,763	21,066	33,477	35,755
連結中間純利益	百万円	7,503	12,271	14,097	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	20,604	19,894
連結中間包括利益	百万円	2,103	24,243	32,395	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	58,180	33,463
連結純資産額	百万円	398,289	466,755	492,564	445,757	467,798
連結総資産額	百万円	6,676,882	6,968,050	7,320,288	6,844,847	7,141,671
1株当たり純資産額	円	818.31	980.10	1,039.40	935.59	988.84
1株当たり中間純利益金額	円	15.71	26.23	30.33	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	43.37	42.58
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	15.70	26.21	30.29	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	43.35	42.53
自己資本比率	%	5.80	6.58	6.61	6.40	6.43
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	66,011	11,933	8,139	57,896	78,719
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△75,326	33,542	△27,337	△75,351	△32,562
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,479	△3,388	△2,029	△8,750	△7,504
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	81,819	112,282	87,743	69,725	109,118
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,486 [1,360]	3,487 [1,300]	3,440 [1,298]	3,405 [1,346]	3,405 [1,302]
信託財産額	百万円	2	—	—	0	—

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部合計で除して算出しております。
4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社のみであります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第128期中	第129期中	第130期中	第128期	第129期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	百万円	55,891	55,511	55,243	109,004	108,644
うち信託報酬	百万円	—	—	—	—	—
経常利益	百万円	11,340	18,026	19,112	30,260	31,776
中間純利益	百万円	7,352	11,679	13,390	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	18,911	18,223
資本金	百万円	48,652	48,652	48,652	48,652	48,652
発行済株式総数	千株	478,888	474,888	470,888	474,888	474,888
純資産額	百万円	383,002	451,500	478,283	432,036	454,853
総資産額	百万円	6,649,202	6,939,215	7,289,202	6,819,090	7,115,017
預金残高	百万円	5,672,014	5,836,056	5,986,847	5,822,845	5,985,253
貸出金残高	百万円	4,304,403	4,491,991	4,710,350	4,382,661	4,582,222
有価証券残高	百万円	1,964,383	2,132,109	2,277,439	2,138,844	2,207,441
1株当たり配当額	円	4.00	4.50	4.50	10.50	9.50
自己資本比率	%	5.76	6.50	6.56	6.33	6.39
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,331 [1,249]	3,343 [1,212]	3,293 [1,208]	3,254 [1,243]	3,272 [1,215]
信託財産額	百万円	2	—	—	0	—

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第128期(平成25年3月)の1株当たり配当額のうち1円は創立80周年記念配当であります。

3 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権を(中間)期末資産の部合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当上半期のわが国経済は、4月の消費税率引き上げを受けて落ち込んだ後、一部に弱さを残しながらも緩やかな回復基調となりました。個人消費は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減からその後緩やかに持ち直しましたが、夏場の天候不順などの影響を受けてその動きも弱まりました。輸出は横ばい圏で推移し、生産は弱含みの動きとなりました。設備投資は緩やかに増加したものの後半には弱い動きもみられました。雇用情勢は改善傾向が続きました。

県内経済は、消費増税で落ち込んだ後、基調としては回復に転じました。個人消費は消費税率引き上げの影響などから弱い動きとなりました。生産面では、輸送機械が北米を中心とした好調な海外需要に支えられ高水準を維持しました。また、公共投資は政策効果から好調に推移しましたが、住宅建設は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減がみられました。雇用情勢は横ばいで推移しました。

金融面では、日本銀行が質的・量的金融緩和を継続したため、長期金利は総じて低水準で推移しました。

こうした金融経済環境のなか、当行は、平成25年4月にスタートさせた中期経営計画の諸施策を実践してまいりました。

法人のお客さまへの取組みとしては、成長支援や海外展開ニーズへの対応、企業再生支援の充実など、企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の強化により、企業サポートの充実に努めました。

具体的には、平成26年4月より、中小企業が抱える経営課題に対して適切に本業支援が行える専門人材を選定・派遣する「中小企業活性化支援サービス」を開始しました。また、「補助金デスク」による補助金や利子補給に関する情報提供や申請支援を行うとともに、平成25年に創設した「ぐんぎんビジネスサポート大賞」を通じた新事業プランの事業化支援に努めました。

さらに、今後の成長が期待される医療・介護、環境・エネルギー、食品・農業分野での新規融資に積極的に取組み、特に医療産業振興に向けたものづくり企業を支援する「ぐんま医工連携活性化ファンド」の設立に向けた協議を開始しました。

新店舗開設については、埼玉南部や京浜地区などで引き続き法人取引の新規開拓を強化するため、平成26年12月の「荻窪支店」開設に向けて、同年8月に「荻窪支店開設準備室」を設置しました。

海外展開ニーズへの対応としては、シンガポールのユナイテッド・オーバーシーズ銀行と新たな業務提携を行うとともに国際協力銀行と協調した海外展開支援融資ファシリティの取扱いを開始するなど、支援体制の一層の充実に図りました。また、資金需要旺盛なアジア市場を中心に収益機会の取込みを図るため、非居住者向け貸出の取組みを強化するとともに、外貨建貸出金の増加基調に対応し、安定した米ドル資金の調達基盤を確保するため、ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（2億米ドル）を平成26年10月14日付で発行いたしました。

中小企業の経営支援については、「金融円滑化に関する基本方針」に基づき、新規融資や条件変更のご相談・お申込みに積極的に対応するなど、地域金融機関として引き続き金融仲介機能の発揮に努めました。

個人のお客さまへの取組みとしては、マーケティングの強化やライフステージに応じたコンサルティング機能の充実に努めました。

具体的には、平成26年5月、お客さまの取引や属性の変化を捉えた「イベント・ベースド・マーケティング（E BM）」の本格運用を開始しました。資産運用ニーズに対しては、「ポートフォリオ分析システム」やタブレット端末の活用、「NISA（少額投資非課税制度）」にあわせた投資信託商品の拡充等、お客さまへの提案力向上に努めました。また、「ローンステーション」を中心とした住宅ローンの積極的な営業活動を展開するとともに、カードローン「すまいるパートナー」やインターネットで申込みから契約まで完結できる「ぐんぎんネットDEローン」などにより無担保消費者ローンの取組みを強化するなど、ライフプランやニーズに応じた金融商品の提供に努めました。また、平成26年7月、コンビニATM手数料を原則有料化する一方、当行ATMを含め手数料無料化の優遇条件を拡大し、加えて同年8月に県内信用金庫5庫と提携して平日日中のATM手数料を相互に無料化するなど、お客さまの利便性向上を図りました。

また、地域貢献活動の一環として、平成26年6月、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の保護活動に信託報酬の一部を寄付する投資信託商品「群馬の絹遺産（愛称）」の取扱いを開始しました。

こうした取組みの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は次のとおりとなりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、期中1,786億円増加し7兆3,202億円となり、負債は、期中1,538億円増加し6兆8,277億円となりました。また、純資産は、期中247億円増加し4,925億円となりました。

主要勘定につきましては、預金は、個人預金や法人預金が増加したことから期中37億円増加し5兆9,815億円となりました。譲渡性預金は、期中668億円増加し1,810億円となりました。貸出金は、中小企業貸出と個人貸出を合わせたリテール貸出の増加を主因に期中1,268億円増加し4兆6,792億円となりました。有価証券は、金利水準など市場動向を注視しつつ適切な運用に努めた結果、期中706億円増加し2兆2,967億円となりました。

連結グループの中心である群馬銀行の単体の損益状況は次のとおりとなりました。

本業の収益力を表すコア業務粗利益は、低金利の継続に伴う減益要因があったものの、リテール貸出及び預り金融資産販売の順調な増加などから前年同期比12百万円減少と前年同期並の465億58百万円となりました。経費は前年同期比82百万円増加し298億73百万円となりました。これらの結果、コア業務純益は前年同期比95百万円減少し166億84百万円となりました。

有価証券関係等損益は、前期は株式売却益を計上したことなどから前年同期比11億9百万円減少し20百万円のマイナス計上となりました。与信費用は、取引先の業況改善などから前年同期比24億99百万円減少し9億24百万円のマイナス計上となりました。

これらの結果、経常利益は前年同期比10億86百万円増加し191億12百万円となりました。また、中間純利益は前年同期比17億11百万円増加し133億90百万円となりました。

連結ベースの損益状況は、単体とほぼ同様の理由により、経常利益は前年同期比13億3百万円増加し210億66百万円となりました。また、中間純利益は前年同期比18億25百万円増加し140億97百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりとなりました。

「銀行業」の経常収益は前年同期比2億42百万円減少し553億41百万円、セグメント利益は前年同期比11億12百万円増加し191億53百万円となりました。

「リース業」の経常収益は前年同期比3億72百万円増加し100億18百万円、セグメント利益は前年同期比1億88百万円増加し6億97百万円となりました。

なお、報告セグメントに含まれない「その他」の経常収益は前年同期比1億19百万円増加し17億39百万円、セグメント利益は前年同期比2百万円増加し12億28百万円となりました。

①国内・海外別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前年同期比3億2百万円減少し414億93百万円となりました。また、役務取引等収支は、前年同期比2億26百万円増加し58億99百万円となりました。

なお、各収支合計は、国内が前年同期比1億96百万円増加し486億92百万円、海外が前年同期比43百万円増加し3億72百万円、国内及び海外の合計(相殺消去後)が前年同期比2億39百万円増加し490億64百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	41,463	332	—	41,796
	当第2四半期連結累計期間	41,121	372	—	41,493
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	43,068	470	△35	43,503
	当第2四半期連結累計期間	42,753	513	△45	43,221
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,605	137	△35	1,707
	当第2四半期連結累計期間	1,632	141	△45	1,728
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	5,677	△4	—	5,673
	当第2四半期連結累計期間	5,903	△4	—	5,899
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,680	0	—	8,680
	当第2四半期連結累計期間	9,166	1	—	9,167
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,003	4	—	3,007
	当第2四半期連結累計期間	3,263	5	—	3,268
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,354	0	—	1,355
	当第2四半期連結累計期間	1,667	4	—	1,671
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	9,977	0	—	9,978
	当第2四半期連結累計期間	10,676	4	—	10,680
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	8,623	0	—	8,623
	当第2四半期連結累計期間	9,009	0	—	9,009

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

3 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引額を相殺消去した金額であります。

②国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比4億86百万円増加し91億67百万円となりました。その内訳を種類別にみますと、主なものは預金・貸出業務28億57百万円、為替業務23億93百万円及び投資信託取扱業務14億19百万円であります。

役務取引等費用は、前年同期比2億60百万円増加し32億68百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、前年同期比2億26百万円増加し58億99百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,680	0	—	8,680
	当第2四半期連結累計期間	9,166	1	—	9,167
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,652	—	—	2,652
	当第2四半期連結累計期間	2,857	—	—	2,857
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	2,328	0	—	2,328
	当第2四半期連結累計期間	2,391	1	—	2,393
うち投資信託取扱業務	前第2四半期連結累計期間	1,419	—	—	1,419
	当第2四半期連結累計期間	1,419	—	—	1,419
うち保険代理店業務	前第2四半期連結累計期間	619	—	—	619
	当第2四半期連結累計期間	798	—	—	798
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	267	—	—	267
	当第2四半期連結累計期間	251	—	—	251
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	156	—	—	156
	当第2四半期連結累計期間	170	—	—	170
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	55	—	—	55
	当第2四半期連結累計期間	78	—	—	78
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	62	—	—	62
	当第2四半期連結累計期間	60	—	—	60
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	10	—	—	10
	当第2四半期連結累計期間	10	—	—	10
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	3,003	4	—	3,007
	当第2四半期連結累計期間	3,263	5	—	3,268
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	401	—	—	401
	当第2四半期連結累計期間	404	0	—	405

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引額を相殺消去した金額であります。

③国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	5,788,780	45,430	△4,104	5,830,106
	当第2四半期連結会計期間	5,942,622	44,219	△5,322	5,981,519
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	3,446,221	57	—	3,446,278
	当第2四半期連結会計期間	3,625,075	99	—	3,625,175
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,228,579	45,372	△4,104	2,269,848
	当第2四半期連結会計期間	2,176,295	44,119	△5,322	2,215,091
うちその他	前第2四半期連結会計期間	113,978	0	—	113,978
	当第2四半期連結会計期間	141,251	0	—	141,252
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	143,887	—	—	143,887
	当第2四半期連結会計期間	181,067	—	—	181,067
総合計	前第2四半期連結会計期間	5,932,667	45,430	△4,104	5,973,993
	当第2四半期連結会計期間	6,123,690	44,219	△5,322	6,162,587

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引額を相殺消去した金額であります。

④国内・海外別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	4,417,733	100.00	4,622,908	100.00
製造業	752,017	17.02	732,697	15.85
農業、林業	5,654	0.13	6,766	0.15
漁業	2,827	0.06	4,283	0.09
鉱業、採石業、砂利採取業	3,321	0.08	3,361	0.07
建設業	164,996	3.74	163,183	3.53
電気・ガス・熱供給・水道業	24,940	0.56	29,216	0.63
情報通信業	22,169	0.50	30,192	0.65
運輸業、郵便業	147,407	3.34	145,612	3.15
卸売業、小売業	436,441	9.88	445,819	9.64
金融業、保険業	193,308	4.38	194,987	4.22
不動産業、物品賃貸業	411,099	9.31	456,428	9.87
医療・福祉	194,534	4.40	211,024	4.57
その他サービス業	185,267	4.19	192,012	4.15
地方公共団体	149,494	3.38	136,269	2.95
その他	1,724,248	39.03	1,871,048	40.48
海外及び特別国際金融取引勘定分	45,705	100.00	56,310	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	45,705	100.00	56,310	100.00
合計	4,463,438	—	4,679,219	—

(注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

⑤ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

なお、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末においては、信託財産額はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

	前第2四半期連結累計期間(百万円)(A)	当第2四半期連結累計期間(百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,933	8,139	△3,793
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,542	△27,337	△60,879
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,388	△2,029	1,359
現金及び現金同等物に係る換算差額	470	△148	△618
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	42,557	△21,374	△63,932
現金及び現金同等物の期首残高	69,725	109,118	39,392
現金及び現金同等物の中間期末残高	112,282	87,743	△24,539

営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金、コールマネー等の増加などによる収入が貸出金の増加などによる支出を上回ったことから、期中81億39百万円のプラス（前年同期は期中119億33百万円のプラス）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却や償還による収入を上回ったことなどから、期中273億37百万円のマイナス（前年同期は期中335億42百万円のプラス）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などから、期中20億29百万円のマイナス（前年同期は期中33億88百万円のマイナス）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間期末残高は、期中213億74百万円減少し877億43百万円（前年同期は期中425億57百万円増加し1,122億82百万円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題ははありません。

研究開発活動については該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	平成26年9月30日
1 連結総自己資本比率（4／7）	13.67
2 連結Tier 1 比率（5／7）	11.72
3 連結普通株式等Tier 1 比率（6／7）	11.72
4 連結における総自己資本の額	4,533
5 連結におけるTier 1 資本の額	3,888
6 連結における普通株式等Tier 1 資本の額	3,888
7 リスク・アセットの額	33,158
8 連結総所要自己資本額	2,652

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	平成26年9月30日
1 単体総自己資本比率（4／7）	13.26
2 単体Tier 1 比率（5／7）	11.35
3 単体普通株式等Tier 1 比率（6／7）	11.35
4 単体における総自己資本の額	4,339
5 単体におけるTier 1 資本の額	3,714
6 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	3,714
7 リスク・アセットの額	32,716
8 単体総所要自己資本額	2,617

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	318	306
危険債権	403	408
要管理債権	282	289
正常債権	44,296	46,551

(注) 1 金額については、億円未満を四捨五入して表示しております。

2 その他資産中の未収利息及び仮払金については、貸出関連の資産項目を集計しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,351,500,000
計	1,351,500,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年11月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	470,888,177	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であります。
計	470,888,177	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

①平成26年6月25日開催の取締役会において決議された「株式会社群馬銀行第4回新株予約権」

決議年月日	平成26年6月25日
新株予約権の数	1,894個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	189,400株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月29日～平成56年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 546円 資本組入額 273円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の 決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記の他、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記（注）4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役の地位を喪失した場合は、当該取締役の割り当てられた新株予約権の個数に本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（1ヵ月未満は1ヵ月とする）を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を一括して行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については1個未満の端数は切り捨てとする。

⑤新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中に故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会の決議に基づいて新株予約権の権利の全部または一部を行使できないものとする。

⑥新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

⑦その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

②平成26年6月25日開催の取締役会において決議された「株式会社群馬銀行第5回新株予約権」

決議年月日	平成26年6月25日
新株予約権の数	387個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	38,700株 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月29日～平成56年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 592円 資本組入額 296円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載に同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記の他、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、執行役員の地位を喪失した後も当行の従業員の身分を保有している場合には、従業員の身分を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記（注）4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が、本年6月の取締役会の日から翌年6月の取締役会の日までの期間に執行役員の地位を喪失した場合は、当該執行役員に割り当てられた新株予約権の個数に本年6月の取締役会の日から翌年6月の取締役会の日までの期間における在任月数（1ヵ月未満は1ヵ月とする）を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を一括して行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については1個未満の端数は切り捨てとする。

⑤新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中に故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会の決議に基づいて新株予約権の権利の全部または一部を行使できないものとする。

⑥新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

⑦その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の行使の条件
 上記（注）3に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の取得条項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日	—	470,888	—	48,652	—	29,114

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	18,972	4.02
群馬銀行従業員持株会	群馬県前橋市元総社町194番地	12,688	2.69
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	12,148	2.57
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	11,673	2.47
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,056	2.34
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK（東京都中央区日本橋三丁目 11番1号）	10,760	2.28
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	10,657	2.26
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	7,977	1.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	7,803	1.65
東洋製罐グループホールディングス 株式会社	東京都品川区東五反田二丁目18番1号	7,330	1.55
計	—	111,068	23.58

（注）上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 18,972千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 11,673千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,325,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 466,710,000	466,710	同上
単元未満株式	普通株式 2,853,177	—	同上
発行済株式総数	470,888,177	—	—
総株主の議決権	—	466,710	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「従業員持株会専用信託」所有の株式4,385千株(議決権の数4,385個)及び株式会社証券保管振替機構名義の株式が8千株(議決権の数8個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式398株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町 194番地	1,325,000	—	1,325,000	0.28
計	—	1,325,000	—	1,325,000	0.28

- (注) 上記のほか、中間財務諸表において自己株式と認識している当行株式が4,385千株あります。これは、「従業員持株会専用信託」の導入に伴い、当中間会計期間末において「野村信託銀行株式会社(従業員持株会専用信託口)」(以下「信託口」という。)が所有している当行株式であり、当行と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する当行株式を自己株式として計上することによるものです。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	125,098	100,725
コールローン及び買入手形	93,730	100,823
買入金銭債権	16,393	15,213
商品有価証券	2,749	3,387
金銭の信託	5,000	5,000
有価証券	※1, ※7, ※11 2,226,096	※1, ※7, ※11 2,296,773
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,552,403	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,679,219
外国為替	※6 4,084	※6 6,253
リース債権及びリース投資資産	39,389	40,258
その他資産	※7 27,749	※7 26,146
有形固定資産	※9, ※10 66,867	※9, ※10 67,415
無形固定資産	9,322	8,792
退職給付に係る資産	6,805	-
繰延税金資産	2,014	1,833
支払承諾見返	15,961	16,035
貸倒引当金	△51,996	△47,590
資産の部合計	7,141,671	7,320,288
負債の部		
預金	※7 5,977,780	※7 5,981,519
譲渡性預金	114,248	181,067
コールマネー及び売渡手形	60,493	95,438
債券貸借取引受入担保金	※7 224,745	※7 256,743
借入金	※7 180,118	※7 183,981
外国為替	254	205
その他負債	※7 50,513	※7 53,532
役員賞与引当金	58	28
退職給付に係る負債	2,515	4,789
役員退職慰労引当金	709	675
睡眠預金払戻損失引当金	1,030	1,074
ポイント引当金	140	145
偶発損失引当金	1,196	1,122
繰延税金負債	34,648	41,904
再評価に係る繰延税金負債	※9 9,457	※9 9,457
支払承諾	15,961	16,035
負債の部合計	6,673,872	6,827,724

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,140	29,140
利益剰余金	289,102	293,083
自己株式	△5,312	△2,888
株主資本合計	361,583	367,987
その他有価証券評価差額金	88,916	106,567
繰延ヘッジ損益	△70	△41
土地再評価差額金	※9 13,130	※9 13,130
為替換算調整勘定	△126	△282
退職給付に係る調整累計額	△4,061	△3,854
その他の包括利益累計額合計	97,789	115,519
新株予約権	243	316
少数株主持分	8,183	8,740
純資産の部合計	467,798	492,564
負債及び純資産の部合計	7,141,671	7,320,288

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
経常収益	65,786	66,119
資金運用収益	43,503	43,221
(うち貸出金利息)	30,662	29,975
(うち有価証券利息配当金)	12,304	12,659
役務取引等収益	8,680	9,167
その他業務収益	9,978	10,680
その他経常収益	※1 3,622	※1 3,048
経常費用	46,022	45,052
資金調達費用	1,708	1,729
(うち預金利息)	1,154	1,078
役務取引等費用	3,007	3,268
その他業務費用	8,623	9,009
営業経費	30,149	30,271
その他経常費用	※2 2,533	※2 774
経常利益	19,763	21,066
特別利益	8	-
固定資産処分益	8	-
特別損失	61	93
固定資産処分損	61	84
減損損失	-	※3 9
税金等調整前中間純利益	19,709	20,973
法人税、住民税及び事業税	5,775	5,392
法人税等調整額	1,188	924
法人税等合計	6,963	6,316
少数株主損益調整前中間純利益	12,746	14,656
少数株主利益	474	559
中間純利益	12,271	14,097

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	12,746	14,656
その他の包括利益	11,497	17,738
その他有価証券評価差額金	11,030	17,647
繰延ヘッジ損益	△8	28
為替換算調整勘定	465	△156
退職給付に係る調整額	-	206
持分法適用会社に対する持分相当額	9	12
中間包括利益	24,243	32,395
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	23,767	31,828
少数株主に係る中間包括利益	475	567

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,652	29,140	273,825	△2,960	348,658
当中間期変動額					
剰余金の配当			△3,045		△3,045
中間純利益			12,271		12,271
自己株式の取得				△616	△616
自己株式の処分				274	274
自己株式の消却					
土地再評価差額金の取崩			25		25
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	9,251	△342	8,909
当中間期末残高	48,652	29,140	283,077	△3,302	357,567

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	76,942	△64	13,665	△855	—	89,688	90	7,320	445,757
当中間期変動額									
剰余金の配当									△3,045
中間純利益									12,271
自己株式の取得									△616
自己株式の処分									274
自己株式の消却									
土地再評価差額金の取崩									25
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	11,038	△8	△25	465	—	11,470	152	464	12,088
当中間期変動額合計	11,038	△8	△25	465	—	11,470	152	464	20,997
当中間期末残高	87,981	△72	13,639	△389	—	101,158	243	7,785	466,755

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,652	29,140	289,102	△5,312	361,583
会計方針の変更による累積的影響額			△5,672		△5,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,652	29,140	283,429	△5,312	355,910
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,322		△2,322
中間純利益			14,097		14,097
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分			△8	320	311
自己株式の消却		△0	△2,112	2,112	
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△0	9,653	2,423	12,077
当中間期末残高	48,652	29,140	293,083	△2,888	367,987

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	88,916	△70	13,130	△126	△4,061	97,789	243	8,183	467,798
会計方針の変更による累積的影響額									△5,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	88,916	△70	13,130	△126	△4,061	97,789	243	8,183	462,125
当中間期変動額									
剰余金の配当									△2,322
中間純利益									14,097
自己株式の取得									△8
自己株式の処分									311
自己株式の消却									
土地再評価差額金の取崩									
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	17,651	28	—	△156	206	17,730	73	557	18,360
当中間期変動額合計	17,651	28	—	△156	206	17,730	73	557	30,438
当中間期末残高	106,567	△41	13,130	△282	△3,854	115,519	316	8,740	492,564

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	19,709	20,973
減価償却費	2,746	2,650
減損損失	-	9
持分法による投資損益 (△は益)	△9	△49
貸倒引当金の増減 (△)	△3,942	△4,406
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△29	△29
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△21	-
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	-	6,805
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	-	2,274
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△29	△33
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△18	44
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	10	5
偶発損失引当金の増減 (△)	501	△74
資金運用収益	△43,503	△43,221
資金調達費用	1,708	1,729
有価証券関係損益 (△)	△1,397	△299
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△41	△160
為替差損益 (△は益)	34	△17
固定資産処分損益 (△は益)	53	84
商品有価証券の純増 (△) 減	1,032	△637
貸出金の純増 (△) 減	△108,549	△126,816
預金の純増減 (△)	13,905	3,738
譲渡性預金の純増減 (△)	23,119	66,819
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△2,082	3,863
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	1,657	2,998
コールローン等の純増 (△) 減	23,434	△6,075
コールマネー等の純増減 (△)	62,662	34,945
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	3,767	31,997
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△1,086	△2,168
外国為替 (負債) の純増減 (△)	54	△48
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△1,482	△869
資金運用による収入	42,601	42,953
資金調達による支出	△1,835	△1,905
その他	△14,049	△20,073
小計	18,922	15,003
法人税等の支払額	△6,989	△6,863
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,933	8,139

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△158,935	△161,136
有価証券の売却による収入	60,799	75,112
有価証券の償還による収入	136,441	61,390
金銭の信託の増加による支出	△1,070	-
有形固定資産の取得による支出	△2,136	△1,834
無形固定資産の取得による支出	△1,640	△869
有形固定資産の売却による収入	86	-
無形固定資産の売却による収入	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,542	△27,337
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△3,035	△2,321
少数株主への配当金の支払額	△10	△10
自己株式の取得による支出	△616	△8
自己株式の売却による収入	274	311
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,388	△2,029
現金及び現金同等物に係る換算差額	470	△148
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	42,557	△21,374
現金及び現金同等物の期首残高	69,725	109,118
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 112,282	※1 87,743

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

主要な会社名

ぐんぎんリース株式会社

群馬財務(香港)有限公司(GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED)

(2) 非連結子会社 3社

主要な会社名

株式会社群銀カード

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、前連結会計年度において非連結子会社であった群馬キャピタル株式会社は当中間連結会計期間に清算しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 2社

主要な会社名

株式会社群銀カード

なお、前連結会計年度において持分法適用の非連結子会社であった群馬キャピタル株式会社は当中間連結会計期間に清算しております。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

群馬キャピタル2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 3社

(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(「DCF法」))により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備えるため、将来使用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

(貸手側)

リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)第81項に基づき、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を、同会計基準適用初年度期首のリース投資資産の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産については、同会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は0百万円(前中間連結会計期間は63百万円)多く計上されております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(15) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する「単一年数の利回り」から、退職給付の支払見込期間ごとに設定する「複数の利回り(イールドカーブ直接アプローチ)」へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が83億50百万円減少し、退職給付に係る負債が4億31百万円増加し、利益剰余金が56億72百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ2億28百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1 取引の概要

当行は、平成25年2月8日開催の取締役会決議に基づいて「従業員持株会専用信託」(以下「ESOP信託」という。)を導入しました。これは創立80周年記念に伴う従業員の福利厚生の充実を目的とするものです。

本制度は、持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当行が信託銀行にESOP信託を設定し、ESOP信託は、その設定後4年8か月にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め市場より取得します。その後は、ESOP信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、株式売却終了時点でESOP信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、ESOP信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落によりESOP信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてESOP信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

2 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

3 信託が保有する当行株式に関する事項

(1) 信託における帳簿価額（末残）

前連結会計年度	2,446百万円
当中間連結会計期間	2,187百万円

(2) 信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しております。

(3) 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数	前中間連結会計期間	5,434千株
	当中間連結会計期間	4,385千株
期中平均株式数	前中間連結会計期間	5,596千株
	当中間連結会計期間	4,638千株

なお、期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
株式	2,250百万円	2,295百万円
出資金	242百万円	238百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	10,639百万円	10,384百万円
延滞債権額	69,170百万円	62,203百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,772百万円	957百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	36,669百万円	40,062百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	118,252百万円	113,608百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
40,295百万円	37,998百万円

- ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	642,833百万円	659,225百万円
計	642,833百万円	659,225百万円
担保資産に対応する債務		
預金	146,977百万円	33,083百万円
債券貸借取引受入担保金	224,745百万円	256,743百万円
借入金	173,267百万円	177,118百万円
その他負債	298百万円	402百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	81,245百万円	80,561百万円
その他資産	49百万円	49百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	1,633百万円	1,652百万円

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、前連結会計年度中及び当中間連結会計期間中における取引はありません。

- ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	1,247,685百万円	1,218,473百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	1,204,978百万円	1,167,540百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※9 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて、路線価に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
減価償却累計額	67,399百万円	66,230百万円

※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
	16,027百万円	20,485百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
貸倒引当金戻入益	一百万円	1,176百万円
償却債権取立益	45百万円	17百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
貸出金償却	5百万円	132百万円
貸倒引当金繰入額	724百万円	一百万円
株式等償却	336百万円	22百万円
貸出債権の売却に伴う損失	206百万円	23百万円

※3 減損損失

当行グループは、以下の有形固定資産について減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

地域	主な用途	種類	減損損失
群馬県内	営業用店舗等 3ヶ所	建物	5百万円
	営業用店舗等 1ヶ所	土地	1百万円
群馬県外	営業用店舗等 1ヶ所	建物	2百万円
合計	—	—	9百万円

営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下、継続的な地価の下落及び廃止の意思決定等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行の営業用店舗等については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから原則として支店単位で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結子会社については、主として各社を1つの資産グループとしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として不動産鑑定評価基準に基づいて算出しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	474,888	—	—	474,888	
合計	474,888	—	—	474,888	
自己株式					
普通株式	6,364	1,034	550	6,849	(注) 1、2
合計	6,364	1,034	550	6,849	

(注) 1 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

従業員持株会専用信託 (以下「ESOP信託」という。) の取得による増加 1,024千株
 単元未満株式の買取請求による増加 10千株
 ESOP信託の売却による減少 550千株

2 当中間連結会計期間末の自己株式の株式数のうちESOP信託が所有する株式数は5,434千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—		243		
	合計		—		243		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,077	6.5	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(注) 配当金の総額には、ESOP信託に対する配当金32百万円を含めております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式 の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月8日 取締役会	普通 株式	2,130	利益剰余金	4.5	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(注) 配当金の総額には、ESOP信託に対する配当金24百万円を含めております。

当中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	474,888	—	4,000	470,888	(注) 1
合計	474,888	—	4,000	470,888	
自己株式					
普通株式	10,330	14	4,634	5,710	(注) 2、3
合計	10,330	14	4,634	5,710	

(注) 1 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものです。

2 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	14千株
自己株式の消却による減少	4,000千株
ESOP信託の売却による減少	518千株
ストック・オプションの権利行使による減少	116千株

3 当中間連結会計期間末の自己株式の株式数のうちESOP信託が所有する株式数は4,385千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当中間連結会計期間		当中間 連結会計 期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			316		
	合計		—			316		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,347	5.0	平成26年3月31日	平成26年6月26日

(注) 配当金の総額には、ESOP信託に対する配当金24百万円を含めております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式 の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月7日 取締役会	普通 株式	2,113	利益剰余金	4.5	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(注) 配当金の総額には、ESOP信託に対する配当金19百万円を含めております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金預け金勘定	132,600百万円	100,725百万円
日本銀行以外への預け金	△20,318百万円	△12,982百万円
現金及び現金同等物	112,282百万円	87,743百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

主として、寮・社宅等であります。

②無形固定資産

該当事項はありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	72	61
1年超	131	110
合計	203	171

(貸手側)

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
リース料債権部分	38,048	37,972
見積残存価額部分	3,980	4,217
受取利息相当額	△4,668	△4,682
リース投資資産	37,359	37,507

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)	
	リース債権	リース投資資産	リース債権	リース投資資産
1年以内	594	11,375	684	11,344
1年超2年以内	435	9,179	617	9,240
2年超3年以内	396	7,093	554	7,148
3年超4年以内	329	4,958	444	4,920
4年超5年以内	158	2,761	220	2,731
5年超	143	2,621	257	2,585

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	337	347
1年超	676	699
合計	1,014	1,047

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※3)	時価	差額
(1) 現金預け金	125,098	125,098	—
(2) コールローン及び買入手形	93,730	93,730	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	67,590	68,053	463
その他有価証券	2,153,449	2,153,449	—
(4) 貸出金	4,552,403		
貸倒引当金(※1)	△49,542		
	4,502,860	4,560,321	57,460
資産計	6,942,730	7,000,654	57,924
(1) 預金	5,977,780	5,978,113	332
(2) 譲渡性預金	114,248	114,248	△0
(3) コールマネー及び売渡手形	60,493	60,493	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	224,745	224,745	—
(5) 借入金	180,118	180,118	—
負債計	6,557,386	6,557,718	332
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	232	232	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,505)	(4,505)	—
デリバティブ取引計	(4,272)	(4,272)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

(※3) 連結貸借対照表計上額のうち、重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

当中間連結会計期間（平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額(※3)	時価	差額
(1) 現金預け金	100,725	100,725	—
(2) コールローン及び買入手形	100,823	100,823	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	60,433	60,677	243
その他有価証券	2,231,207	2,231,207	—
(4) 貸出金	4,679,219		
貸倒引当金(※1)	△45,097		
	4,634,122	4,681,946	47,824
資産計	7,127,312	7,175,380	48,067
(1) 預金	5,981,519	5,981,808	289
(2) 譲渡性預金	181,067	181,067	△0
(3) コールマネー及び売渡手形	95,438	95,438	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	256,743	256,743	—
(5) 借入金	183,981	183,981	—
負債計	6,698,751	6,699,040	288
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	239	239	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(11,535)	(11,535)	—
デリバティブ取引計	(11,295)	(11,295)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

(※3) 中間連結貸借対照表計上額のうち、重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）などによっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、中間連結決算日（連結決算日）における当該私募債の発行者の信用リスクを反映した期待キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いた額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、キャッシュ・フローを割引いて時価を算出しております。そのうち、店頭金利のあるものは、種類及び期間に基づく区分ごとに、約定キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いております。店頭金利のないものは、内部格付の区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率については、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を、譲渡性預金は市場金利を、それぞれ用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価が帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
① 非上場株式(※1)(※2)	2,564	2,598
② 子会社株式(※1)	2,492	2,534
合 計	5,057	5,132

(※1) 非上場株式及び子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について22百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

※ 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	13,510	13,533	22
	地方債	42,836	43,184	348
	社債	999	1,012	13
	その他	2,245	2,359	113
	外国債券	1,886	1,999	113
	その他	359	360	0
	小計	59,591	60,089	498
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	7,303	7,301	△1
	地方債	77	77	—
	社債	140	139	△0
	その他	7,125	7,093	△31
	外国債券	837	805	△31
	その他	6,288	6,288	—
	小計	14,646	14,612	△33
合計		74,237	74,702	464

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	11,508	11,525	17
	地方債	34,831	34,913	81
	社債	1,319	1,335	16
	その他	2,624	2,757	132
	外国債券	2,317	2,448	131
	その他	307	308	0
	小計	50,283	50,531	247
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	10,005	10,002	△2
	地方債	—	—	—
	社債	148	148	—
	その他	6,254	6,254	△0
	外国債券	303	303	△0
	その他	5,951	5,951	—
小計	16,408	16,405	△2	
合計		66,691	66,936	244

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	154,720	78,394	76,325
	債券	1,517,255	1,477,557	39,697
	国債	738,081	719,167	18,913
	地方債	517,977	500,163	17,813
	社債	261,197	258,226	2,970
	その他	347,209	323,904	23,305
	外国債券	234,909	230,614	4,294
	その他	112,300	93,289	19,010
	小計	2,019,185	1,879,857	139,328
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,510	8,636	△1,126
	債券	21,326	21,409	△83
	国債	—	—	—
	地方債	1,395	1,400	△4
	社債	19,930	20,009	△78
	その他	106,427	107,173	△746
	外国債券	103,941	104,674	△733
	その他	2,485	2,498	△12
	小計	135,263	137,219	△1,955
合計	2,154,449	2,017,076	137,372	

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	177,818	80,890	96,927
	債券	1,514,679	1,475,061	39,618
	国債	719,891	701,338	18,553
	地方債	516,687	498,628	18,058
	社債	278,100	275,093	3,006
	その他	398,606	369,494	29,112
	外国債券	278,827	274,101	4,725
	その他	119,779	95,392	24,386
	小計	2,091,104	1,925,445	165,658
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,845	9,488	△642
	債券	24,930	25,013	△82
	国債	4,097	4,099	△1
	地方債	399	400	△0
	社債	20,432	20,513	△80
	その他	107,238	107,658	△419
	外国債券	104,974	105,337	△362
	その他	2,263	2,321	△57
	小計	141,014	142,159	△1,145
合計	2,232,118	2,067,605	164,512	

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(前連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、288百万円(うち、株式256百万円、社債32百万円)であります。

当中間連結会計期間において減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。減損処理は当中間連結会計期間末日(前連結会計年度末日)における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て実施し、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより時価の回復可能性を判断し実施しております。

(金銭の信託関係)

- 1 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	137,372
その他有価証券	137,372
(△)繰延税金負債	48,532
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	88,840
(△)少数株主持分相当額	△12
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	63
その他有価証券評価差額金	88,916

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	164,512
その他有価証券	164,512
(△)繰延税金負債	58,024
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	106,487
(△)少数株主持分相当額	△3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	75
その他有価証券評価差額金	106,567

(デリバティブ取引関係)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	70,750	65,008	100	144
	受取固定・支払変動	35,375	32,504	209	253
	受取変動・支払固定	35,375	32,504	△108	△108
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	27	—	—	0
	売建	13	—	△0	0
	買建	13	—	0	△0
合 計		—	—	100	144

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	83,663	73,515	122	170
	受取固定・支払変動	41,831	36,757	263	311
	受取変動・支払固定	41,831	36,757	△141	△141
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	2	—	—	0
	売建	1	—	—	0
	買建	1	—	—	△0
合 計		—	—	122	171

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	89,803	46,681	124	138
	為替予約	9,540	—	7	7
	売建	4,964	—	△21	△21
	買建	4,575	—	29	29
	通貨オプション	39,320	30,831	—	293
	売建	19,660	15,415	△1,313	730
	買建	19,660	15,415	1,313	△437
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計	—	—	132	439	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	83,848	57,300	134	148
	為替予約	11,433	—	△17	△17
	売建	5,987	—	△242	△242
	買建	5,445	—	225	225
	通貨オプション	45,596	35,747	—	302
	売建	22,798	17,873	△1,489	816
	買建	22,798	17,873	1,489	△514
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計	—	—	117	433	

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	—	—	—	—
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	22,193	18,300	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		22,193	18,300	
合 計		—	—	—	—

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジにより処理することとしております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	—	—	—	—
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	21,993	18,742	(注) 3
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		21,993	18,742	
合 計		—	—	—	—

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジにより処理することとしております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建のコールロー ン、貸出金、有価証 券、外国為替等	54,293	10,292	△3,208
	為替予約		103,978	—	△1,296
	その他		—	—	—
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約		—	—	—
合 計		—	—	—	△4,505

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建のコールロー ン、貸出金、有価証 券、外国為替等	52,029	—	△4,102
	為替予約		115,148	—	△7,432
	その他		—	—	—
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約		—	—	—
合 計		—	—	—	△11,535

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
営業経費	152百万円	126百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自平成25年 4月 1日 至平成25年 9月30日)

	株式会社群馬銀行第2回新株予約権	株式会社群馬銀行第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 12名	当行執行役員 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注) 1	当行普通株式 217,000株	当行普通株式 59,900株
付与日	平成25年 7月25日	平成25年 7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成25年 7月26日～平成55年 7月25日	平成25年 7月26日～平成55年 7月25日
権利行使価格(注) 2	1円	1円
付与日における公正な評価単価(注) 2	542円	585円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。
2 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日)

	株式会社群馬銀行第4回新株予約権	株式会社群馬銀行第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く) 12名	当行執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注) 1	当行普通株式 189,400株	当行普通株式 38,700株
付与日	平成26年 7月28日	平成26年 7月28日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成26年 7月29日～平成56年 7月28日	平成26年 7月29日～平成56年 7月28日
権利行使価格(注) 2	1円	1円
付与日における公正な評価単価(注) 2	545円	591円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。
2 1株あたりに換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、「銀行業」、「リース業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、当行及び海外連結子会社の群馬財務（香港）有限公司において預金業務、貸出業務、証券業務、有価証券投資業務、為替業務及び信託業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のぐんぎんリース株式会社においてリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。セグメント間の取引価格は、一般の取引と同様の条件で行っております。

なお、（会計方針の変更）に記載のとおり、当中間連結会計期間より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する「単一年数の利回り」から、退職給付の支払見込期間ごとに設定する「複数の利回り（イールドカーブ直接アプローチ）」へ変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当中間連結会計期間の「銀行業」のセグメント利益は2億28百万円増加しております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	55,402	9,289	64,691	1,094	65,786
セグメント間の内部経常収益	180	356	537	526	1,063
計	55,583	9,645	65,229	1,620	66,849
セグメント利益	18,040	508	18,548	1,225	19,774
セグメント資産	6,943,033	51,769	6,994,802	21,451	7,016,254
セグメント負債	6,487,707	42,279	6,529,986	13,465	6,543,452
その他の項目					
減価償却費	2,286	247	2,533	15	2,549
資金運用収益	43,630	7	43,637	40	43,677
資金調達費用	1,700	172	1,872	0	1,873
持分法投資利益	9	—	9	—	9
特別利益	8	—	8	—	8
特別損失	60	—	60	0	61
（固定資産処分損）	(60)	(—)	(60)	(0)	(61)
税金費用	6,295	192	6,487	476	6,964
持分法適用会社への投資額	596	—	596	—	596
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,219	488	3,708	20	3,728

（注） 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務、現金自動設備の保守等業務及び保証業務等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	55,159	9,775	64,935	1,184	66,119
セグメント間の内部経常収益	181	242	424	555	979
計	55,341	10,018	65,359	1,739	67,099
セグメント利益	19,153	697	19,850	1,228	21,079
セグメント資産	7,292,798	57,386	7,350,184	23,563	7,373,748
セグメント負債	6,810,590	47,297	6,857,887	14,032	6,871,920
その他の項目					
減価償却費	2,237	299	2,537	18	2,556
資金運用収益	43,337	22	43,359	28	43,387
資金調達費用	1,716	165	1,882	0	1,882
持分法投資利益	49	—	49	—	49
特別利益	—	—	—	—	—
特別損失	92	—	92	0	93
(固定資産処分損)	(83)	(—)	(83)	(0)	(84)
税金費用	5,629	237	5,866	449	6,316
持分法適用会社への投資額	1,248	—	1,248	—	1,248
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,332	348	2,681	9	2,690

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務、現金自動設備の保守等業務及び保証業務を含んでおります。

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	65,229	65,359
「その他」の区分の経常収益	1,620	1,739
セグメント間取引消去	△1,063	△979
中間連結損益計算書の経常収益	65,786	66,119

(注) 差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	18,548	19,850
「その他」の区分の利益	1,225	1,228
セグメント間取引消去	△10	△12
中間連結損益計算書の経常利益	19,763	21,066

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	6,994,802	7,350,184
「その他」の区分の資産	21,451	23,563
セグメント間取引消去	△48,203	△53,459
中間連結貸借対照表の資産合計	6,968,050	7,320,288

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

(単位：百万円)

負債	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	6,529,986	6,857,887
「その他」の区分の負債	13,465	14,032
セグメント間取引消去	△42,157	△44,196
中間連結貸借対照表の負債合計	6,501,295	6,827,724

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	2,533	2,537	15	18	197	94	2,746	2,650
資金運用収益	43,637	43,359	40	28	△174	△165	43,503	43,221
資金調達費用	1,872	1,882	0	0	△164	△153	1,708	1,729
持分法投資利益	9	49	—	—	—	—	9	49
特別利益	8	—	—	—	—	—	8	—
特別損失	60	92	0	0	—	—	61	93
(固定資産処分損)	(60)	(83)	(0)	(0)	(—)	(—)	(61)	(84)
税金費用	6,487	5,866	476	449	△0	△0	6,963	6,316
持分法適用会社への投資額	596	1,248	—	—	—	—	596	1,248
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,708	2,681	20	9	48	13	3,777	2,704

(注) 1 前中間連結会計期間における調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 減価償却費の調整額197百万円は、セグメント間相殺消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。
- (2) 資金運用収益の調整額△174百万円は、セグメント間相殺消去額等であります。
- (3) 資金調達費用の調整額△164百万円は、セグメント間相殺消去額であります。

2 当中間連結会計期間における調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 減価償却費の調整額94百万円は、セグメント間相殺消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。
- (2) 資金運用収益の調整額△165百万円は、セグメント間相殺消去額等であります。
- (3) 資金調達費用の調整額△153百万円は、セグメント間相殺消去額であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	30,832	14,209	9,289	11,455	65,786

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

1 サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	30,101	13,114	9,775	13,128	66,119

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	9	—	9	—	9

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	988円84銭	1,039円40銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	467,798	492,564
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	8,426	9,056
(うち新株予約権)	百万円	243	316
(うち少数株主持分)	百万円	8,183	8,740
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	459,372	483,507
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	464,557	465,177

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	26.23	30.33
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	12,271	14,097
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	12,271	14,097
普通株式の期中平均株式数	千株	467,880	464,874
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	26.21	30.29
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	393	589
うち新株予約権	千株	393	589
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の1株当たり純資産額が12円21銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額はそれぞれ0円49銭増加しております。

(重要な後発事象)

1 2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

平成26年9月25日開催の取締役会において2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成26年10月14日に払込が完了しております。その概要は次のとおりであります。

(1) 社債の名称

株式会社群馬銀行2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

(2) 発行価額 (払込金額)

本社債の額面金額の100.0% (各本社債の額面金額100,000米ドル)

(3) 発行価格 (募集価格)

本社債の額面金額の102.5%

(4) 発行価額の総額 (払込金額の総額)

2億米ドル

(5) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(6) 担保・保証の有無

本社債は、担保又は保証を付さない。

(7) 社債の払込期日及び発行日

平成26年10月14日

(8) 償還期限等

平成31年10月11日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。その他、発行要項に一定の場合に繰上償還及び買入消却の定めがある。

(9) 新株予約権に関する事項

①新株予約権の総数

2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数

②新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記⑥記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

③新株予約権の割当日

平成26年10月14日

④新株予約権の行使期間

平成26年10月29日から平成31年9月27日まで(行使請求受付場所現地時間)

⑤新株予約権の行使に際して払い込むべき額

各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

⑥転換価額

6.52米ドル(当初)

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

発行要項に一定の定めがある。

⑨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(10)調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金は、米ドル建の貸出金に平成28年3月末までに充当する予定である。

(11)上場金融商品取引所

シンガポール証券取引所

2 自己株式の取得

当行は、平成26年9月25日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を次のとおり取得いたしました。

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 10,000,000株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 6,540百万円 |
| (4) 取得日 | 平成26年10月1日（約定日 平成26年9月26日） |

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当中間会計期間 (平成26年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	130,386	106,030
コールローン	93,730	100,823
買入金銭債権	16,393	15,213
商品有価証券	2,749	3,387
金銭の信託	5,000	5,000
有価証券	※1, ※7, ※9 2,207,441	※1, ※7, ※9 2,277,439
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,582,222	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,710,350
外国為替	※6 4,084	※6 6,253
その他資産	17,159	13,758
その他の資産	※7 17,159	※7 13,758
有形固定資産	64,552	65,107
無形固定資産	8,954	8,445
前払年金費用	13,044	3,877
支払承諾見返	15,961	16,035
貸倒引当金	△46,662	△42,518
資産の部合計	7,115,017	7,289,202
負債の部		
預金	※7 5,985,253	※7 5,986,847
譲渡性預金	114,348	181,167
コールマネー	60,493	95,438
債券貸借取引受入担保金	※7 224,745	※7 256,743
借入金	※7 175,949	※7 179,452
外国為替	254	210
その他負債	31,568	36,142
未払法人税等	5,544	4,511
リース債務	1,466	1,364
その他の負債	※7 24,558	※7 30,266
役員賞与引当金	58	28
退職給付引当金	2,153	2,382
役員退職慰労引当金	682	656
睡眠預金払戻損失引当金	1,030	1,074
ポイント引当金	140	145
偶発損失引当金	1,196	1,122
繰延税金負債	36,869	44,012
再評価に係る繰延税金負債	9,457	9,457
支払承諾	15,961	16,035
負債の部合計	6,660,163	6,810,918

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,115	29,114
資本準備金	29,114	29,114
その他資本剰余金	0	-
利益剰余金	280,229	283,503
利益準備金	43,548	43,548
その他利益剰余金	236,681	239,955
圧縮記帳積立金	943	943
別途積立金	210,650	217,650
繰越利益剰余金	25,088	21,362
自己株式	△5,312	△2,888
株主資本合計	352,684	358,381
その他有価証券評価差額金	88,865	106,495
繰延ヘッジ損益	△70	△41
土地再評価差額金	13,130	13,130
評価・換算差額等合計	101,926	119,585
新株予約権	243	316
純資産の部合計	454,853	478,283
負債及び純資産の部合計	7,115,017	7,289,202

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
経常収益	55,511	55,243
資金運用収益	43,567	43,274
(うち貸出金利息)	30,796	30,095
(うち有価証券利息配当金)	12,228	12,583
役務取引等収益	7,781	8,269
その他業務収益	566	774
その他経常収益	※1 3,596	※1 2,925
経常費用	37,485	36,131
資金調達費用	1,698	1,716
(うち預金利息)	1,153	1,079
役務取引等費用	3,316	3,605
その他業務費用	131	117
営業経費	※2 29,847	※2 29,927
その他経常費用	※3 2,490	※3 764
経常利益	18,026	19,112
特別利益	8	-
特別損失	60	92
税引前中間純利益	17,973	19,019
法人税、住民税及び事業税	5,073	4,875
法人税等調整額	1,220	752
法人税等合計	6,293	5,628
中間純利益	11,679	13,390

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	48,652	29,114	—	29,114	43,548	943	198,650	23,481	266,623
当中間期変動額									
剰余金の配当								△3,045	△3,045
圧縮記帳積立金の取崩						△18		18	
別途積立金の積立							12,000	△12,000	
中間純利益								11,679	11,679
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式の消却									
土地再評価差額金の取崩								25	25
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△18	12,000	△3,322	8,659
当中間期末残高	48,652	29,114	—	29,114	43,548	924	210,650	20,159	275,282

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,960	341,429	76,914	△64	13,665	90,515	90	432,036
当中間期変動額								
剰余金の配当		△3,045						△3,045
圧縮記帳積立金の取崩								
別途積立金の積立								
中間純利益		11,679						11,679
自己株式の取得	△616	△616						△616
自己株式の処分	274	274						274
自己株式の消却								
土地再評価差額金の取崩		25						25
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			11,028	△8	△25	10,994	152	11,147
当中間期変動額合計	△342	8,316	11,028	△8	△25	10,994	152	19,463
当中間期末残高	△3,302	349,746	87,943	△72	13,639	101,510	243	451,500

当中間会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	48,652	29,114	0	29,115	43,548	943	210,650	25,088	280,229
会計方針の変更による累積的影響額								△5,672	△5,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,652	29,114	0	29,115	43,548	943	210,650	19,415	274,556
当中間期変動額									
剰余金の配当								△2,322	△2,322
圧縮記帳積立金の取崩									
別途積立金の積立							7,000	△7,000	
中間純利益								13,390	13,390
自己株式の取得									
自己株式の処分								△8	△8
自己株式の消却			△0	△0				△2,112	△2,112
土地再評価差額金の取崩									
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	7,000	1,946	8,946
当中間期末残高	48,652	29,114	—	29,114	43,548	943	217,650	21,362	283,503

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5,312	352,684	88,865	△70	13,130	101,926	243	454,853
会計方針の変更による累積的影響額		△5,672						△5,672
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,312	347,011	88,865	△70	13,130	101,926	243	449,180
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,322						△2,322
圧縮記帳積立金の取崩								
別途積立金の積立								
中間純利益		13,390						13,390
自己株式の取得	△8	△8						△8
自己株式の処分	320	311						311
自己株式の消却	2,112							
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			17,629	28	—	17,658	73	17,731
当中間期変動額合計	2,423	11,370	17,629	28	—	17,658	73	29,102
当中間期末残高	△2,888	358,381	106,495	△41	13,130	119,585	316	478,283

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（「DCF法」））により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備えるため、将来使用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する「単一年数の利回り」から、退職給付の支払見込期間ごとに設定する「複数の利回り(イールドカーブ直接アプローチ)」へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が83億50百万円減少し、退職給付引当金が4億31百万円増加し、繰越利益剰余金が56億72百万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ2億28百万円増加しております。

なお、当中間会計期間の期首の1株当たり純資産額が12円21銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額はそれぞれ0円49銭増加しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1 取引の概要

当行は、平成25年2月8日開催の取締役会決議に基づいて「従業員持株会専用信託」(以下「ESOP信託」という。)を導入しました。これは創立80周年記念に伴う従業員の福利厚生の充実に目的とするものです。

本制度は、持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当行が信託銀行にESOP信託を設定し、ESOP信託は、その設定後4年8か月にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め市場より取得します。その後は、ESOP信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、株式売却終了時点でESOP信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、ESOP信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落によりESOP信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてESOP信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

2 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

3 信託が保有する当行株式に関する事項

(1) 信託における帳簿価額(末残)

前事業年度	2,446百万円
当中間会計期間	2,187百万円

(2) 信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しております。

(3) 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数	前中間会計期間	5,434千株
	当中間会計期間	4,385千株
期中平均株式数	前中間会計期間	5,596千株
	当中間会計期間	4,638千株

なお、期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
株式	7,619百万円	7,610百万円
出資金	242百万円	238百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	10,369百万円	10,181百万円
延滞債権額	67,965百万円	61,084百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,772百万円	957百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	24,225百万円	27,978百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	104,332百万円	100,202百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	40,295百万円	37,998百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	642,833百万円	659,225百万円
計	642,833百万円	659,225百万円

担保資産に対応する債務

預金	146,977百万円	33,083百万円
債券貸借取引受入担保金	224,745百万円	256,743百万円
借入金	173,267百万円	177,118百万円
その他の負債	298百万円	402百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	81,245百万円	80,561百万円
その他の資産	49百万円	49百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	1,622百万円	1,642百万円

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、前事業年度中及び当中間会計期間中における取引はありません。

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	1,246,114百万円	1,217,855百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	1,203,407百万円	1,166,922百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	16,027百万円	20,485百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金戻入益	一百万円	1,115百万円
償却債権取立益	44百万円	16百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	893百万円	878百万円
無形固定資産	1,391百万円	1,358百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸出金償却	0百万円	124百万円
貸倒引当金繰入額	690百万円	一百万円
株式等償却	336百万円	22百万円
貸出債権の売却に伴う損失	206百万円	23百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものは該当ありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
子会社株式	7,861	7,849
関連会社株式	—	—
合計	7,861	7,849

(重要な後発事象)

1 2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

平成26年9月25日開催の取締役会において2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成26年10月14日に払込が完了しております。その概要は次のとおりであります。

(1) 社債の名称

株式会社群馬銀行2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

(2) 発行価額 (払込金額)

本社債の額面金額の100.0% (各本社債の額面金額100,000米ドル)

(3) 発行価格 (募集価格)

本社債の額面金額の102.5%

(4) 発行価額の総額 (払込金額の総額)

2億米ドル

(5) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(6) 担保・保証の有無

本社債は、担保又は保証を付さない。

(7) 社債の払込期日及び発行日

平成26年10月14日

(8) 償還期限等

平成31年10月11日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。その他、発行要項に一定の場合に繰上償還及び買入消却の定めがある。

(9) 新株予約権に関する事項

①新株予約権の総数

2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数

②新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記⑥記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

③新株予約権の割当日

平成26年10月14日

④新株予約権の行使期間

平成26年10月29日から平成31年9月27日まで(行使請求受付場所現地時間)

⑤新株予約権の行使に際して払い込むべき額

各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

⑥転換価額

6.52米ドル(当初)

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

発行要項に一定の定めがある。

⑨新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(10) 調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金は、米ドル建の貸出金に平成28年3月末までに充当する予定である。

(11) 上場金融商品取引所

シンガポール証券取引所

2 自己株式の取得

当行は、平成26年9月25日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を次のとおり取得いたしました。

- (1) 取得した株式の種類 当行普通株式
- (2) 取得した株式の総数 10,000,000株
- (3) 株式の取得価額の総額 6,540百万円
- (4) 取得日 平成26年10月1日（約定日 平成26年9月26日）

4 【その他】

中間配当

平成26年11月7日開催の取締役会において、第130期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 2,113百万円

1株当たりの中間配当金 4円50銭

(注) 中間配当金額には、ESOP信託に対する配当金19百万円を含めております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月17日

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津昌史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田修 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月17日

株式会社群馬銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津昌史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田修 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第130期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月20日

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 齋 藤 一 雄

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)
株式会社群馬銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1)
株式会社群馬銀行 宇都宮支店
(栃木県宇都宮市大通り二丁目2番1号)
株式会社群馬銀行 大阪支店
(大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため確認書を縦覧に供するものであります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 齋藤一雄は、当行の第130期第2四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。